

第13 交通死亡事故抑止活動

1 交通情勢

(1) 令和5年中の交通情勢

令和5年中における北海道の交通事故死者は131人で、前年と比べて16人増加しました。人身交通事故の発生件数は9,082件で、前年と比べて628件増加しました。負傷者数については10,601人と、前年と比べて816人増加しました。

区分年	交通事故発生件数	交通事故死者数	交通事故負傷者数	車両保有台数	人口	運転免許保有者数	自動車走行キロ(単位千km)	道路実延長(単位km)
25年	13,722	184	16,247	3,709,727	5,444,307	3,390,324	35,529,827	90,218.1
26年	12,274	169	14,571	3,731,386	5,441,079	3,393,085	35,995,563	90,322.1
27年	11,123	177	13,117	3,739,544	5,408,756	3,388,004	33,585,348	90,401.0
28年	11,329	158	13,489	3,759,846	5,376,211	3,380,691	33,878,028	90,413.6
29年	10,815	148	12,673	3,779,706	5,342,618	3,372,541	34,344,089	90,410.9
30年	9,931	141	11,494	3,790,896	5,307,813	3,362,940	34,776,819	90,456.8
令和元年	9,595	152	11,046	4,105,468	5,268,352	3,342,775	34,526,027	90,552.7
令和2年	7,898	144	9,043	4,105,573	5,226,066	3,325,828	30,749,011	90,674.2
令和3年	8,304	120	9,598	4,111,554	5,190,638	3,312,859	30,154,722	90,686.4
令和4年	8,457	115	9,785	4,125,003	5,148,060	3,298,964	32,081,766	90,699.0
令和5年	9,082	131	10,601	4,140,844	5,095,703	3,286,218	—	—

注1 平成30年までの車両保有台数については原付等を含まず、各年12月末現在「国土交通省資料」により、令和元年以降については原付等を含み、国土交通省統計資料「自動車保有車両数月報」（令和5年12月末現在）によります。なお、ここに含まれている原付等の台数は、総務省統計資料「市町村課税状況等の調」（令和5年7月1日現在）によります。

2 人口は各年1月1日現在「住民基本台帳人口要覧」によります。

3 運転免許保有者数は、各年12月末現在の数値です。

4 自動車走行キロは、バス、乗用車及び貨物車の走行距離の合計であり、国土交通省「自動車燃料消費量調査」によります。

5 道路実延長は、各年3月31日現在の国土交通省「道路統計年報」によります。

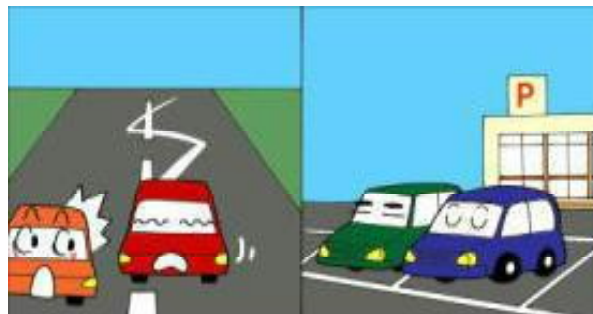
【道路交通環境比較】

道内の交通情勢を他都府県と比較すると

- 面積が広大で、道路実延長が全国一長い
- 道路の混雑度が全国一低い

等の特徴があげられます。

道路実延長	90,699.0km	全国1位
運転免許保有者数	3,286,218人	全国9位
車両保有台数	4,140,844台	全国6位



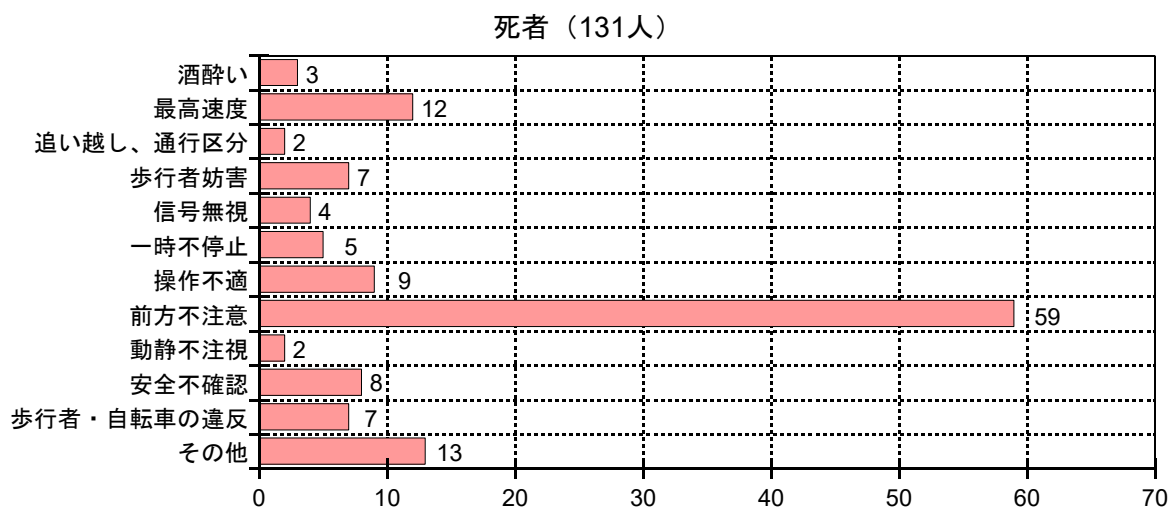
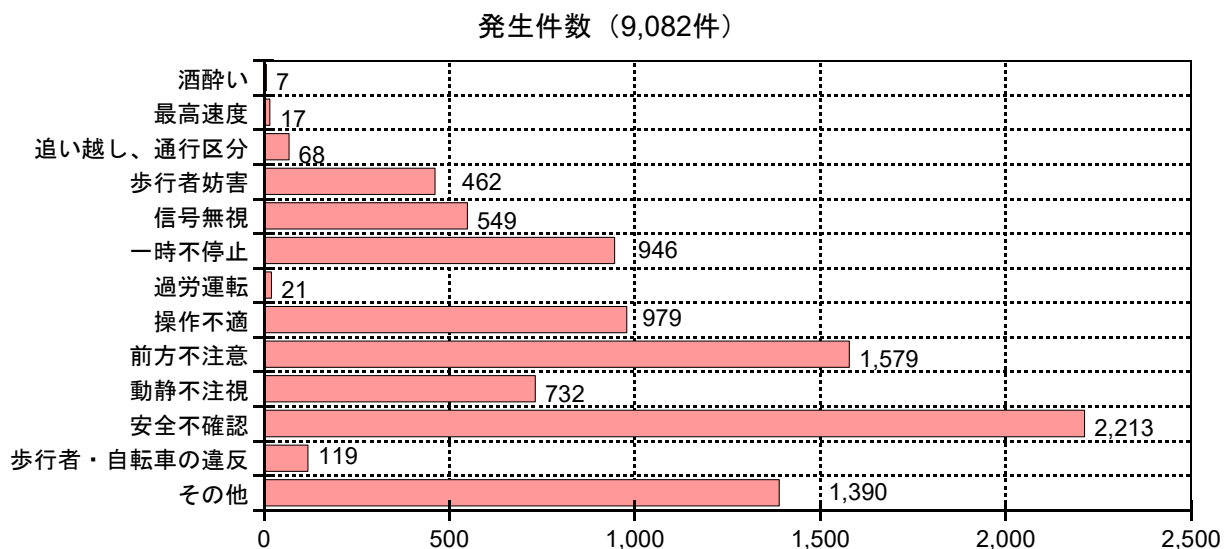
注1 道路実延長は、高速自動車道を含み、令和4年3月31日現在

2 運転免許保有者数は、令和5年12月末現在

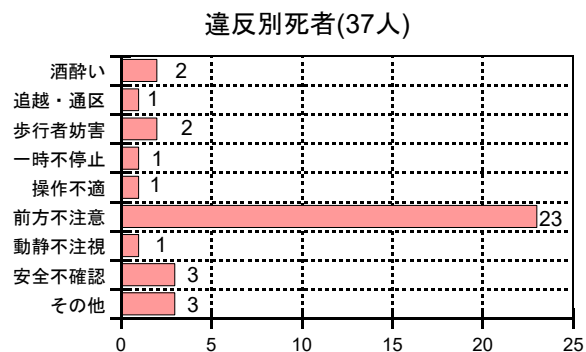
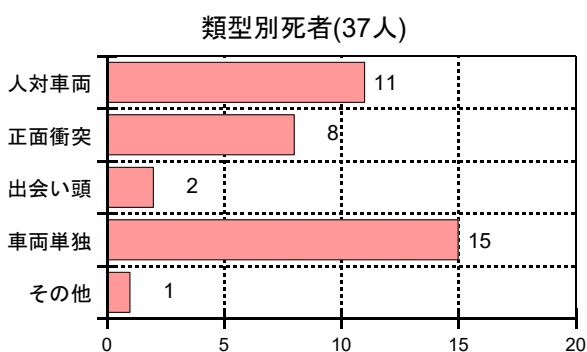
3 車両保有台数は、令和5年12月末現在で原動機付自転車及び小型特殊を含む

(2) 交通事故発生状況

ア 第1当事者の違反別事故発生状況



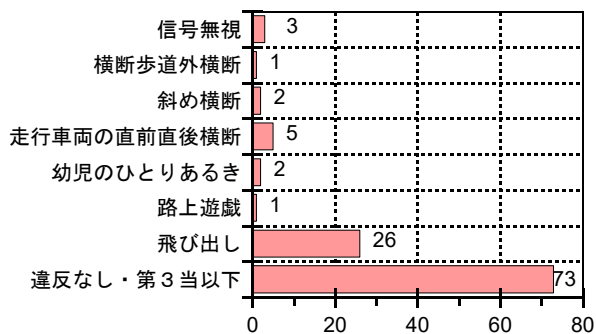
イ 高齢運転者 (65歳以上) の交通死亡事故発生状況



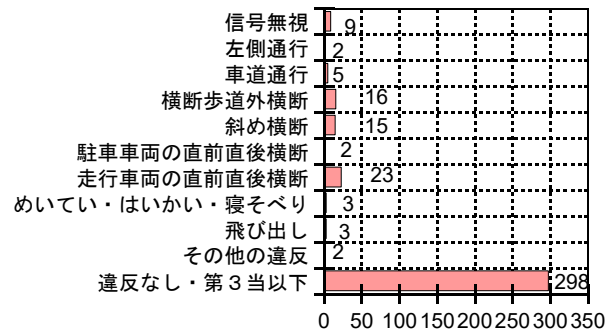
ウ 交通弱者の交通事故発生状況

(7) 歩行者の違反別死傷者状況

子供(中学生以下)の違反別死傷者(113人)

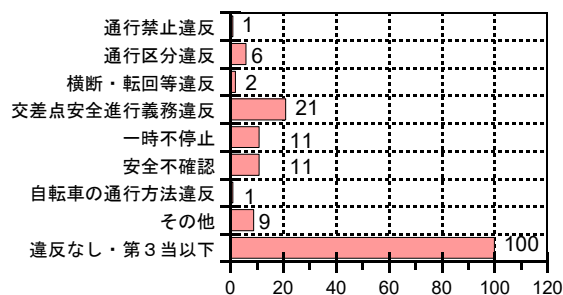


高齢者(65歳以上)の違反別死傷者(378人)

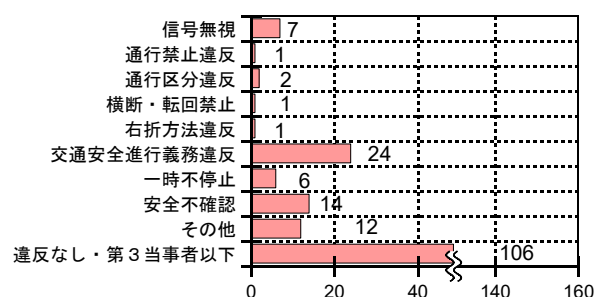


(1) 自転車利用者の違反別死傷者状況

子供(中学生以下)の違反別死傷者(162人)

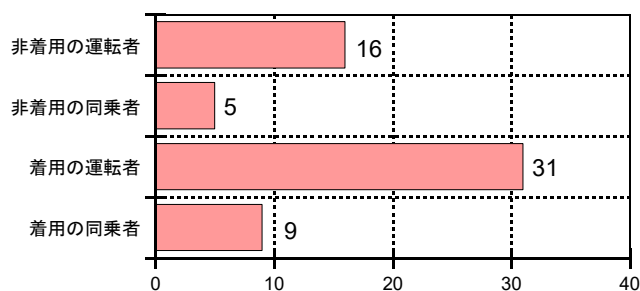


高齢者(65歳以上)の違反別死傷者(174人)



エ 交通事故死者のシートベルト着用状況

自動車運転・同乗者の死者(61人)のシートベルト着用の有無



非着用者21人

着用していれば助かった可能性のある者			死亡回避可能性率
運転者	同乗者	計	
10人	5人	15人	71.4%

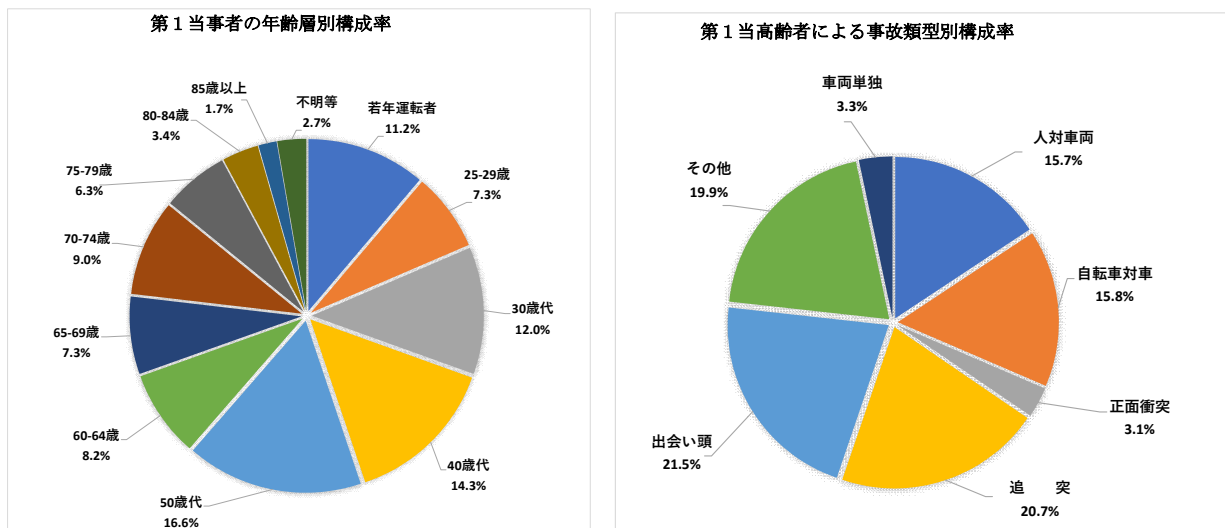
2 交通事故情勢を踏まえた効果的・効率的な交通安全活動の推進

(1) 高齢者対策

ア 現状

令和5年中の高齢運転者が第1当事者となる交通事故の発生件数は2,520件で、全事故の約28%を占めており、事故の類型別発生状況については、高齢運転者の出会い頭による事故が542件で、全事故の約22%を占めています。また、追突による事故も522件と全事故の約21%を占めています。(グラフ参照)

一方で、高齢者が死傷する交通事故については、傷者数が1,424人で全傷者に占める割合が約13%であるが、死者数は58人と、全死者に占める割合が約44%となっていることから、関係機関・団体等と連携を図りながら、高齢運転者・高齢歩行者の両面に対する交通事故抑止対策を推進しました。



イ 高齢運転者対策

(7) 複数回事故当事者に対する指導

一定期間に複数回交通事故を起こした高齢運転者に対して、警察官がSDS（シルバー・ドライバーズ・サポート）プログラムに基づき、交通安全に関する個別指導を行うとともに、運転免許証の自主返納について考えていただく機会を提供するなどにより、交通事故抑止を推進しました。

(4) 交通安全教育車（ほくと号）を活用した教育

加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を理解してもらうため、関係機関・団体と連携し、交通安全教育車（ほくと号）の運転シミュレータを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を全道各地で実施しました。



(ウ) 安全運転サポート車の普及啓発

自動車学校や自動車ディーラー等と連携し、自動ブレーキや誤発進防止等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の試乗会を開催し、その効果や有効性について周知拡大を図りました。



ウ 高齢歩行者対策

(ア) 高齢者宅訪問活動

民生委員児童委員や地域交通安全活動推進委員と連携して高齢者宅を訪問し、交通事故の発生現状を伝え、交通ルールの遵守を直接呼び掛ける活動を推進しました。



(イ) 資機材を活用した参加・体験・実践型教育

高齢者を対象として、反射材の効果体験等の資機材を活用し、外出時の反射材着用をはじめ道路横断時の危険予測、交通事故防止について、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。



(2) 飲酒運転根絶対策

平成27年に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されてから8年が経過するも、いまだ飲酒運転による検挙者が後を絶たないことから、今一度、道民の飲酒運転根絶に向けた意識の高揚を図るべく、関係機関・団体と連携を密にして、各種広報啓発を展開しました。

ア 7月13日「飲酒運転根絶の日」決起大会

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」で定められた7月13日の「飲酒運転根絶の日」に、関係機関・団体と連携した決起大会を実施して飲酒運転根絶の気運を高めました。



イ 飲酒運転根絶キャンペーンの推進

「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」を合い言葉に、関係機関・団体等と連携し、歓楽街や商業施設等において、啓発品を配布するなどして、飲酒運転根絶について呼び掛けました。



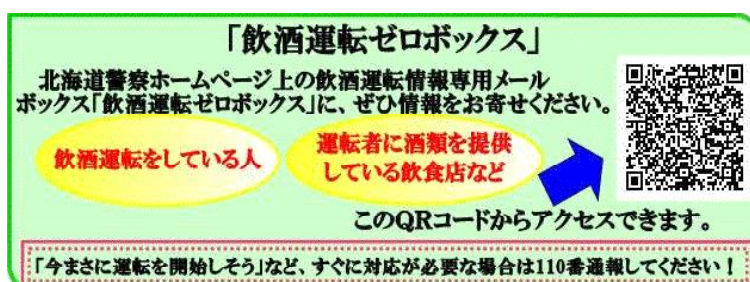
ウ 飲食店訪問活動

飲酒の機会が増える時期等において、関係機関・団体等と連携し、飲食店を個別訪問して啓発品の配布やハンドルキーパー運動への参加を呼び掛けるなど、飲酒運転根絶に関する協力を依頼しました。



エ 「飲酒運転ゼロボックス」の活用

北海道警察ホームページに飲酒運転情報専用のメールボックス「飲酒運転ゼロボックス」を設置して飲酒運転に関する情報を受け付け、飲酒運転の検挙等に活用しています。



(3) 情報発信及び広報啓発活動

警察が保有する交通安全・交通事故の情報を道民により広く、交通事故の発生や交通事故を起こさないための注意点等をタイムリーに発信して、交通安全意識の高揚と交通事故の抑止を図りました。

ア 北のひろめーる

インターネットメールを活用し、配信希望者に対して交通事故発生情報等をタイムリーに配信し、交通安全意識の高揚を図っています。

イ 交通部 X (旧ツイッター) の運用

「北のひろめーる」と同様に、SNSにおいても交通安全に関する情報を提供しています。



公式アカウント名：

「北海道警察本部交通部@HP_koutuu」



ウ 交通安全アドバイザー制度

北海道内のテレビ、ラジオ局のアナウンサーやコミュニティFMのパーソナリティ等約140名の方を「交通安全アドバイザー」に委嘱して、番組内で交通安全情報と呼びかけるなどの広報活動を実施していただきました。



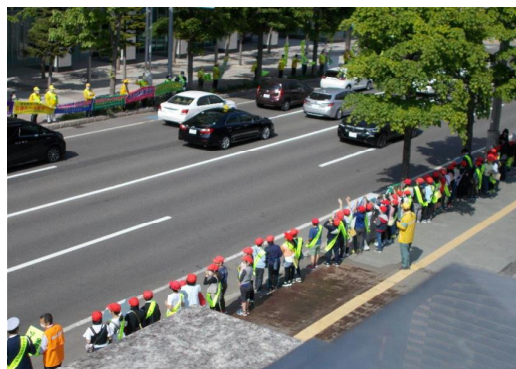
(4) 総合的な交通安全活動

ア 期別の交通安全運動

春・夏・秋・冬の4期40日の交通安全運動や「道民交通安全の日」、「自転車安全日」等に、北海道や自治体をはじめとする関係機関・団体、地域住民とともに交通安全活動を推進しました。



【秋の全国交通安全運動
「2023交通安全道民総決起大会」】



【小学生とともに旗の波運動】



【小学生に対する交通安全教育】



【高齢者に対する反射材シール促進活動】

イ その他各種啓発活動

(ア) チャレンジ・セーフティラリー

交通事故が多発する夏から秋にかけて、北海道内の運転免許保有者がグループ又は個人で参加し、無事故・無違反を目指すことで、交通安全意識の高揚を図ることを目的としています。約15万人の方が参加し、無事故・無違反を目指しました。



(イ) 自転車事故防止

スタントマンが交通事故を再現し、自転車事故の危険性を直視させる「スケアード・ストレイト教育技法」による自転車教育を実施して、自転車事故の危険性を訴えかけたほか、自転車の安全利用をはじめとした乗車用ヘルメットの着用、自転車保険等の加入促進についても広報しました。



(ウ) 交通安全教育動画及び著名人による交通安全メッセージ動画の制作

北海道内で活躍されている著名人等を活用した交通安全に関するメッセージ動画を制作して、交通部XやYouTubeで配信したほか、街頭ビジョンで放映して広報しました。



(北海道警察公式YouTubeチャンネル)

3 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(1) 分析に基づいた交通指導取締り

交通事故の実態や、住民の要望等を勘案した上で取締り計画を策定し、計画に沿って取締りを実施した後、効果を検証して新たに取締方針を策定するといったPDCAサイクルにより、速度、交差点違反等の悪質・危険な違反の指導取締りを推進しました。

○ 令和5年中の交通取締り件数

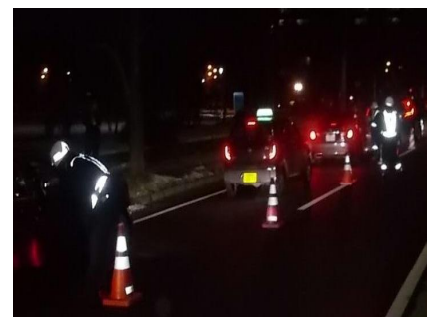
違反別区分	総数	無免許	飲酒	速度	歩行者妨害	通行区分	信号無視	一時不停止	駐停車	その他
取締り件数(件)	140,821	451	763	40,382	4,647	386	12,975	27,442	25,185	28,590

また、速度抑制による交通事故の抑止と被害軽減を図るため、速度規制、速度取締り、交通安全教育等の総合的な対策を推進するに当たり、道内における過去5か年の交通事故実態を基に、北海道警察の基本的な考え方とその方向性を速度管理指針として示しております。

速度管理指針の考え方にに基づき、警察署及び高速道路を管轄する所属ごとに、管内の交通事故実態の分析結果等を踏まえ、重点的に速度取締りを行う路線、時間帯等を速度取締指針としてホームページ等で公表しています。

(2) 飲酒運転の取締り

飲酒運転の取締りをより強力に推進するため、全道一斉の飲酒運転取締り日を設定するなどして、検問やパトカーによる飲酒運転の取締りを徹底しました。



【検問による飲酒運転の取締り】

(3) 自転車利用者への指導取締り

自転車関連事故の発生場所や時間帯、違反の種別、原因等を分析して、自転車利用者による交通違反のうち、信号無視や一時不停止等の交通事故の原因となる法令違反を重点として、積極的に検挙しました。



【自転車利用者に対する指導取締り】

4 適正かつ緻密な交通事故事件捜査

(1) ひき逃げ事件等の実態

ひき逃げ事件は、交通事故の中でも特に悪質な事件です。事件の発生直後に多くの警察官やパトカーによる逃走車両の検索、綿密な鑑識活動等を行って、逃走車両を発見し、被疑者を検挙しています。令和5年中の死亡・重傷ひき逃げ事件の検挙率は93.1%となっており、うち死亡ひき逃げ事件は4件中4件を検挙しています。

また、危険運転致死傷等については20件を検挙しています。

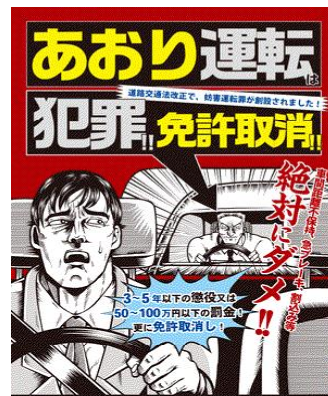
○ 交通事故が発生した場合の措置

交通事故が発生した場合、交通事故の当事者には、道路交通法で「負傷者の救護、二次事故等の危険防止措置、警察への通報」が義務付けられており、これを怠った場合は、いわゆる「ひき逃げ事件」(又は「あて逃げ事件」)となり、重く処罰されます。

(2) 交通特殊事件の検挙状況

交通事故を偽装した保険金詐欺事件や交通事故に絡む故意犯罪、自動車交通についての各種規制に係る文書偽造事件等の交通特殊事件に対して、道路交通法令のみならず、各種法令を多角的に適用した捜査を行っています。

また、いわゆる「あおり運転」についても、妨害運転罪等を適用した捜査を行っています。



【令和5年中の主な検挙状況】

種別 区分	交通関係保険金 詐欺事件	文書の偽変造事件	妨害運転事件	貨物自動車運送 事業法事件
件数(件)	1	16	7	5

(3) 令和5年中の主な交通特殊事件

《事例1》都市間バスが被害となる死傷者多数の交通事故

八雲町において、中型トラックと都市間バスが正面衝突し、5人が亡くなるなど多数の死傷者を伴う事故が発生し、トラック運転手を過失運転致死傷、同運転手の勤務先の安全運転管理者ら2人を業務上過失致死傷で検挙しました。

(交通捜査課、函館方面本部交通課、八雲署)

《事例2》ツール・ド北海道2023における交通死亡事故

美瑛町内において、レース競技中の自転車と一般車両が正面衝突し、自転車の選手1人が亡くなる事故が発生し、事故原因の究明に向け捜査を推進しています。

(交通捜査課、旭川方面本部交通課、富良野署)

《事例3》ベトナム人グループによる白タク事件

ベトナム人グループのSNSを介して乗客を募集し、マイカーを使用して「観光・送迎」での有償運送を繰り返し、無許可で一般旅客自動車運送事業を営んだベトナム人被疑者1人を白タク事件等で検挙しました。

(釧路方面本部交通課、広尾署)

(4) 暴走族対策

近年、特攻服の着用やグループ旗を掲げるなどしながら暴走行為を敢行する従来型の暴走族の活動は確認できず、少人数によるゲリラ的な暴走行為や違法改造車両によるドリフト行為、古い年式の自動車等の愛好家を標ぼうした「旧車會」と呼ばれるグループによる暴走行為まがいの悪質・危険な違法行為が確認されています。

そこで、北海道警察本部及び各方面本部では、大型連休や各種祭事、イベントの開催に合わせた取締りや、110番等の情報分析に基づく走行時間や場所を予測した取締り等を実施して、暴走行為の徹底検挙に努めています。

【令和5年中の暴走行為等に対する主な取締状況】

違反別	道路交通法	道路運送車両法	暴走族根絶条例	合計
件数(件)	46	4	2	52

(5) 令和5年中の主な暴走族の検挙事例

《事例1》北海道暴走族の根絶等に関する条例違反事件

中標津町内の商業施設駐車場内において、普通乗用自動車で急発進や急転回させて、著しい排気音や騒音を発生させる行為等をした者を北海道暴走族の根絶等に関する条例違反で検挙しました。(中標津署)

《事例2》道路交通法（共同危険行為）違反事件

釧路市内の交差点内において、普通乗用自動車2台を連ねてアクセルターン、急旋回を繰り返した者ら2人を道路交通法違反で検挙しました。(釧路署)

5 安全で円滑な道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備状況

交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備を進めています。

また、最高速度、駐車禁止等の交通規制や、歩行者の青信号時間延長等について計画的に見直しを行い、交通実態の変化等に即した交通規制を推進しています。

【道内の主な交通安全施設の整備状況】

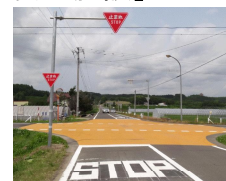
交通信号機	約1万3,000基
道路標識	約45万8,000本

(令和6年3月末現在)

【主な交通安全施設】



【交通信号機】



【道路標識】

(2) 生活道路対策

市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、ラバーポールなどの物理的デバイスを組み合わせたゾーン30プラス等を整備しているほか、見やすく分かりやすい高輝度の道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化等の施策を推進しています。



【令和6年3月末現在、全道でゾーン30を162か所整備】

(3) 「標識BOX」、「信号機BOX」の開設

警察では、道路標識・標示や交通規制、交通信号機について道民から広く意見・要望を求め、改善などの参考とするための窓口「標識BOX」、「信号機BOX」を開設しています。

標識、信号機が見えにくい、交通規制の内容が分かりにくいなどお気づきのことがありましたら、御意見、御要望をお寄せください。



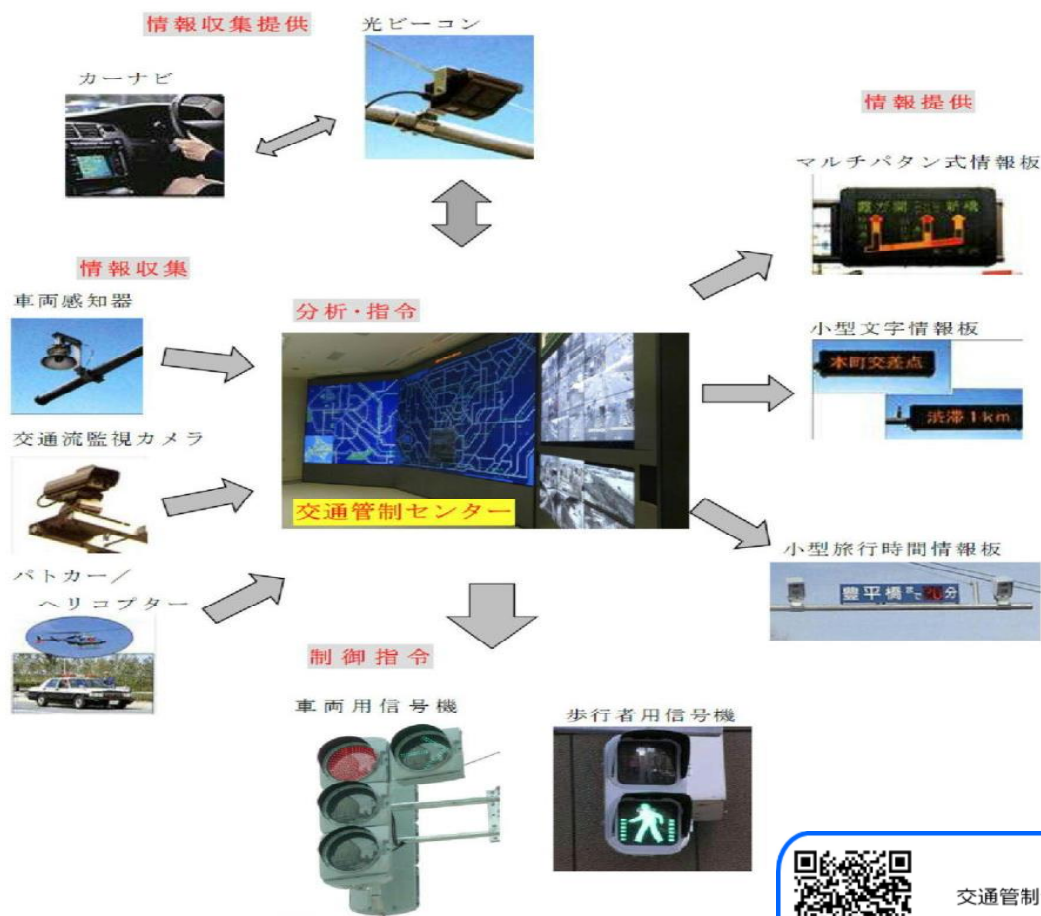
(4) 交通管制センター

交通管制センターは、警察本部及び各方面本部に設置され、道路交通情報を収集して交通状況に合わせて信号機を遠隔操作し、交通流・交通量を制御しています。

また、収集した道路交通情報を、交通情報板や道路交通情報センターを通じたラジオ放送により提供しています。

交通管制センターでは、高度道路交通システム（ITS）を実現するため、個々の車両と双方向通信のできる光ビーコンを整備・運用し、「新交通管理システム（UTMS）」を推進しています。北海道警察の行っているUTMSには、ドライバーに対し、カーナビを通してリアルタイムで交通情報を提供する「交通情報提供システム」、札幌市内の国道36号には、バス専用レーンにおける「公共車両優先システム」、札幌市、函館市、旭川市、釧路市、北見市において救急車等の緊急車両を優先的に通過させる「現場急行支援システム」などがあります。

交通管制センター



6 積極的かつ的確な運転者施策の運用

(1) 各種運転免許業務

新たに運転免許を受けようとする者に対して運転免許試験を実施するほか、運転免許を更新する者や行政処分を受けた者に対する運転者教育（各種講習業務）等を行っています。

令和5年12月末現在、北海道内の運転免許保有者数は328万6,218人で、全体としては減少傾向にありますが、このうち65歳以上の高齢者は85万6,767人と全体の約26%を占め、保有者、占有率ともに増加傾向にあります。

【年齢区分別運転免許保有者数（北海道内）】

令和5年12月末

年齢区分	20歳未満	25歳未満 (20歳未満を含む)	25歳～ 29歳	30歳～ 59歳	60歳以上 (65歳以上を含む)	65歳以上 (70歳以上を含む)	70歳以上 (75歳以上を含む)	75歳以上	合計
保有者数	26,337	193,664	190,001	1,748,067	1,154,486	856,767	577,754	288,556	3,286,218
占有率	0.80%	5.89%	5.78%	53.19%	35.13%	26.07%	17.58%	8.78%	100%
前年比	95.50%	97.78%	99.31%	98.62%	101.53%	101.67%	103.40%	108.59%	99.61%
増減	-1,240	-4,406	-1,321	-24,379	+17,360	+14,076	+19,002	+22,823	-12,746

(2) 安全運転相談

安全運転相談ダイヤル#8080(シャープハレバレ)や各運転免許試験場及び中央・厚別優良運転者免許更新センター並びに警察署の安全運転相談窓口において、身体に障害を有する方、一定の症状を呈する病気(幻覚の症状を伴う精神病及び発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気並びに自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気)にかかっている方から、自動車等を安全に運転できるかなどについて個別に相談を受け付けているほか、運転に不安を感じる高齢運転者やその御家族から相談を受け付け、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導、免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する自治体等の各種支援施策の教示等を行っています。

**運転に不安を感じたら
まずは相談**

最近、こんな経験ありませんか？

- 加齢に伴い、視野障害や筋力の衰えなど身体機能が低下すると、運転操作のミスへとつながります。これにより、重大な交通事故を引き起こす可能性が高まります。
- 「若い頃とちょっと違うな」「おかしいな」と感じたら、**運転免許証返納の時期**です。
- 高齢ドライバーや家族のみなさん、高齢や病気等で運転を続けることに不安を感じたらお電話ください。
- 安全運転相談ダイヤル #8080** シャープハレバレ

運転免許証を返納すると「**運転経歴証明書**」の交付が受けられます。

各種特典も受けられます!
「高齢運転者支援サイト」

運転経歴証明書は、運転免許証に代わる公的な身分証明書として銀行口座の開設時等に利用可能です。その他、タクシー・バスの運賃割引や、宅配料金の割引など様々な特典が受けられます。(自治体により異なります。)

※令和元年12月1日から、運転免許証の有効期限が経過して運転免許が失効した方も運転経歴証明書の交付が受けられます。

【運転免許証自主返納件数（北海道内）】

年 別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 年 齢	8,074	10,400	14,354	14,103	21,646	20,600	19,714	17,150	14,696
内65歳以上	7,566	9,749	13,599	13,553	20,674	19,458	18,636	16,270	13,966
内75歳以上	3,505	4,797	8,432	9,603	12,496	10,613	9,955	9,654	9,250

(3) 高齢運転者対策

ア 高齢者の運転免許証の更新制度



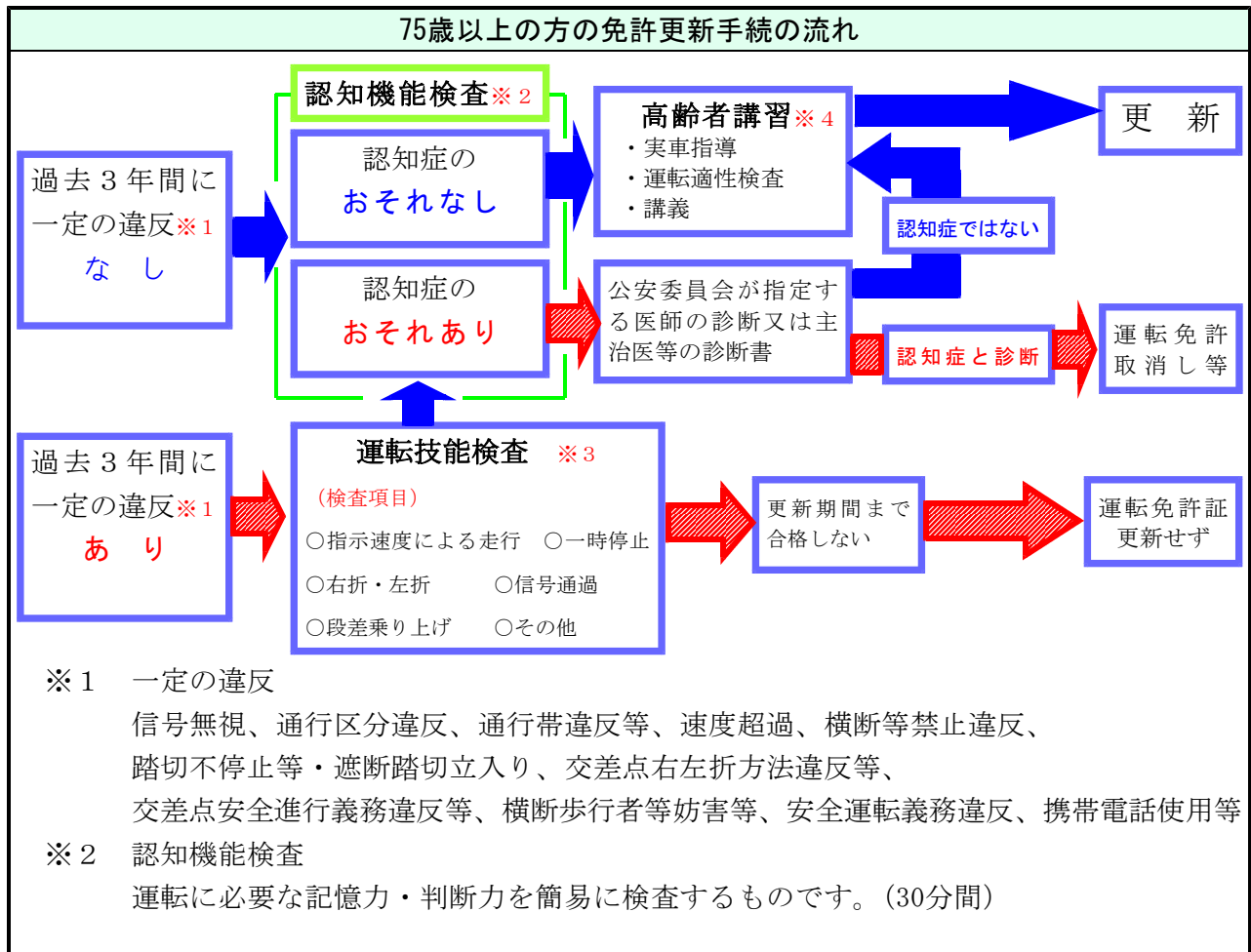
(7) 70歳から74歳までの方

運転免許証の有効期間が満了する日における年齢が70歳から74歳の方が運転免許証を更新する際は、更新手続の前に高齢者講習を受講する必要があります。

(4) 75歳以上の方

運転免許証の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上の方が運転免許証の更新をする際は、運転免許証の有効期間が満了する日より前の6か月以内に認知機能検査と高齢者講習を受けることが義務付けられています。

令和4年5月13日から、認知機能検査が従来よりも簡素化されており、認知症でない旨の医師の診断書を提出した場合等には認知機能検査の受検が免除されるほか、一定の違反歴がある方は、運転技能検査を受検する必要があります。



※3 運転技能検査

75歳以上で、過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方は、運転技能検査に合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができなくなります。

【検査項目】

○指示速度による走行



指示された速度で安全に走行する。

○一時停止



一時停止が指定された交差点で、停止線の手前で確実に停止する。

○右折・左折



右左折時に、中央線をはみ出したり、脱輪をしたりせず安全に曲がる。

○信号通過



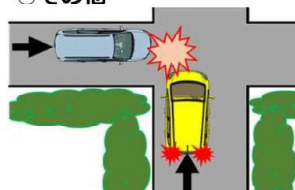
赤色の信号機に従って、停止線の手前で確実に停止する。

○段差乗り上げ



段差に乗り上げた後、直ちにアクセルペダルからブレーキペダルに踏み換えて安全に停止する。

○その他



検査中、衝突等の危険を避けるために検査員が補助ブレーキを踏むなどしたときは減点となる。

※4 高齢者講習

認知機能検査の結果にかかわらず、実車指導を含む2時間の講習を受講します。

普通自動車を運転することができる運転免許を保有していない方と運転技能検査の対象の方は実車指導が免除されます。

イ 臨時認知機能検査

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに行われやすい交通違反をした場合には、臨時に認知機能検査を行います。

この臨時認知機能検査で、「認知症のおそれがある」と判定された場合、臨時適性検査又は診断書提出命令により医師の診断を受けることになります。

臨時認知機能検査の対象となる規定の交通違反は次のとおりです。


信号無視、通行禁止違反、通行区分違反（右側通行等）、横断等禁止違反、進路変更禁止違反、遮断踏切立入り等、交差点右左折方法違反、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、優先道路通行車妨害等、交差点優先車妨害、環状交差点通行車妨害等、横断歩道等における横断歩行者等妨害、横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、合図不履行、安全運転義務違反

ウ サポートカー限定免許制度

運転に不安を感じる方に対して、運転免許証の自主返納という選択肢だけではなく、より安全なサポートカー（一定の要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援装置を備えた普通自動車）に限って運転を継続するという制度です。

なお、サポートカー限定免許の申請は、運転者からの申出によりいつでも行うことができます。

運転が不安な方へ
運転免許を返納する前に



サポートカー限定免許


— 活用しよう！新たな選択肢 —

最近うっかりミスが増えてきたかも…

家族が心配してるけど、買い物に行くにも運転できないと不便だし…

～サポートカー限定免許とは～
交通事故防止対策として先進安全技術を搭載した「サポートカー」に限り運転することができる運転免許です。詳しくは…

警察庁 サポートカー限定免許 検索



(4) 運転者の危険性に応じた行政処分の実施

道路交通上の危険を防止するため、交通違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者のほか、安全運転に支障を及ぼすおそれがある認知症やてんかんなどの「一定の病気」に該当する運転者などに対し、運転免許の取消しや停止等の行政処分を行っています。

また、飲酒運転をしようとする者に車両を提供又は飲酒運転車両に同乗した場合や、いわゆるあおり運転等に起因するトラブルが暴行、傷害等に発展した場合なども、行政処分を行うこととしています。

○ 行政処分執行状況

区分	年				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数（件）	9,136	8,283	7,806	5,791	5,997
取消し	1,483	1,370	1,317	1,281	1,394
停止	7,653	6,913	6,489	4,510	4,603

○ 一定の病気等の行政処分執行状況

区分	年				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数（件）	742	672	795	744	833
取消し	408	352	435	426	459
停止	334	320	360	318	374

※上記の各年件数は、行政処分執行状況の件数に含まれています。